

第13章 計画の推進

第1節 計画の周知と情報公開

- 本計画の趣旨と内容について、県のホームページに掲載するとともに 様々な機会を捉えて周知することなどによって、県民をはじめ、市町村、医療機関、関係団体などの理解と協力を得るよう努めていきます。
- 5 疾病及び在宅医療に対応可能な医療機関の一覧を公表し、県民が医療機関を受診する際に参考となる情報を提供します。
※対応可能な医療機関の一覧表は、随時更新を行えるよう、県のホームページにも掲載します。
URL <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/>

第2節 計画の推進、評価と公表

- 計画の推進に当たっては、地域の保健・医療・福祉の推進に大きな役割を果たす関係団体の積極的な協力が重要であり、より一層の連携及び協力体制の確立を図る必要があります。
- 県医療審議会や県医療計画策定協議会、二次医療圏ごとの協議の場などを活用して、計画推進のための協議を行います。
- 5 疾病6 事業及び在宅医療等の各協議会において、定期的（年度ごと）に目標の達成状況の把握及び評価を行うことにより、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善））を機能させ、計画の推進を図ります。また、達成状況を公表するなど情報提供に努めます。
- 医療法第30条の6に基づき、6年ごとに計画の見直しを行います。なお、在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については、医療計画の中間年である3年目に見直しを行います。